

## 電波法の一部を改正する法律案新旧対照表目次

○電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（第一条関係）	1
○電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（第二条関係）	62
○放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（附則第八条関係）	87
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第九条関係）	89
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十条関係）	90
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（附則第十一条関係）	91

改正案	現行
<p>（欠格事由）            第五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。</p> <p>一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 第二十七条の十五第一項（第一号を除く。）又は第二項（<u>第四号及び第五号</u>を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 第二十七条の十三第一項の認定を受けた者であつて第二十七条の十二第一項に規定する開設指針に定める納付の期限までに同条第二項第五号に規定する特定基地局開設料を納付していないものには、当該特定基地局開設料が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定基</p>	<p>（欠格事由）            第五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 第二十七条の十五第一項（第一号を除く。）又は第二項（<u>第三号及び第四号</u>を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>四 （同上）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（新設）</p>

地局の免許を与えないことができる。

(免許の申請)

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的(二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。)

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所(移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第十八条第一項を除き、以下同じ。)

イ 人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。) その人工衛星の軌道又は位置

ロ 人工衛星局、船舶の無線局(人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。)、船舶地球局(船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。))をいう。以下同じ。)、航空機の無線局(人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。)、及び航空機地球局(航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。))をいう。以下同じ。)以外の無線局 移動範囲

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

(免許の申請)

第六条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

五 (同上)

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十三第二項第九号、第三十八条の二第一項、第七十条の五の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第一百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

259 (略)

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 (略)

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の第十二項第六号に規定する終了促進措置を行うおとする者の求めに応じて、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

六 (同上)

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十三第二項第八号、第三十八条の二第一項、第七十条の五の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第一百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 (同上)

九 (同上)

259 (略)

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 (略)

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の第十二項第五号に規定する終了促進措置を行うおとする者の求めに応じて、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 (略)

(周波数割当計画)

第二十六条 (略)

2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 無線局の行う無線通信の態様

二 無線局の目的

三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件

四 第二十七条の十三第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別

イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ イに掲げる周波数以外のもの

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの(以下「特定基地局」という。)について、特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)を定めることができる。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動

3 (略)

(周波数割当計画)

第二十六条 (略)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 第二十七条の十三第四項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 (同上)

一 (同上)

範囲とするものに限る。)の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。)における当該移動受信用地上基幹放送の受信

2 開設指針には、次に掲げる事項(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設指針にあつては、第五号及び第七号に掲げる事項を除く。)を定めるものとする。

一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項(現にその周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を含む。)

三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

五 次条第一項の認定を受けた者が納付すべき金銭(以下「特定基地局開設料」という。)の額並びにその納付の方法及び期限その他特定基地局開設料に関する事項

六 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開

二 (同上)

2 開設指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

(新設)

五 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開

設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二項第十号及び第百十六号第八号において「終了促進措置」という。）に関する事項

七 当該特定基地局に係る前項第一号に掲げる無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局の無線設備に当該無線通信を確保するための機能を付加してその運用を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、高度既設特定基地局（既に開設されている特定基地局であつて、その無線設備に当該機能を付加したものをいう。以下同じ。）の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項

八 次条第一項の認定をするための評価の基準

九 前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

3 (略)

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第九号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 開設計画には、次に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画にあつては第九号及び第十号に掲げる

設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二項第十号及び第百十六号第八号において「終了促進措置」という。）に関する事項

(新設)

(新設)

六 (同上)

3 (略)

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第八号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 開設計画には、次に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては第七号に

事項、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 一 特定基地局が前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別
- 二 特定基地局の開設を必要とする理由
- 三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域
- 四 希望する周波数の範囲
- 五 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期
- 六 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
- 七 特定基地局開設料の額
- 八 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第九条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号(同法第十二条の二第一項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第九条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項
- 九 当該放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
- 十 事業計画及び事業収支見積
- 十一 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法

掲げる事項、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては第八号及び第九号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (新設)  
(同上)
- 八 (同上)
- 九 (同上)
- 十 (同上)

十二 高度既設特定基地局を運用する場合には、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ごとの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期

十三 その他総務省令で定める事項

3 (略)

4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。）のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。

二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。

三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実に認められること。

四 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が第五条第三項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を開設しようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号）のいずれにも該当しないこと。

五 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が電気通信事業法第九条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

5 総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつて

(新設)

十一 (同上)

3 (略)

4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次の各号（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第四号を除く。）のいずれにも適合していると認めるときは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

(新設)

四 (同上)

5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けようとする者が第五条第三項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地

は、第五号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときは、前条第二項第八号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての申請について評価を行うものとする。

6| 総務大臣は、前項の評価に従い、電波の公平かつ能率的な利用を確保する上で最も適切であると認められる申請に係る開設計画について、周波数を指定して、第一項の認定をするものとする。

7| 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年)を超えない範囲内において総務省令で定める。

8| 第一項の認定(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画のものを除く。)を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を現金(国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。)をもつて国に納付しなければならない。

9| 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第六項の規定により指定した周波数その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

(開設計画の変更等)

第二十七条の十四 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画(同条第二項第一号、第四号及び第七号に掲げる事項を除く。

い)を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号)のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。

(新設)

6| (同上)

(新設)

7| 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第四項の規定により指定した周波数その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

(開設計画の変更等)

第二十七条の十四 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画(同条第二項第一号及び第四号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

2| 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請が前条第四項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。）のいずれにも適合していると認めるときは、前項の認定をするものとする。

3・4 (略)

5 総務大臣は、第一項の認定（前条第九項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。）をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

（認定の取消し等）

第二十七条の十五 (略)

2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従つて開設せず、又は認定計画に係る高度既設特定基地局を当該認定計画に従つて運用していないと認めるとき。

二 正当な理由がないのに、認定計画に係る開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を納付していないとき。

三 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行つたと認めるとき。

四 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

五 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が次のいずれかに該当するとき。

2| 前条第四項の規定は、前項の認定に準用する。この場合において、同条第四項中「ときは、周波数を指定して」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 総務大臣は、第一項の認定（前条第七項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。）をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

（認定の取消し等）

第二十七条の十五 (略)

2 (同上)

一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従つて開設していないと認めるとき。

（新設）

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

イ 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。

ロ 電気通信事業法第十二条の二第二項の規定により同法第九条の登録がその効力を失ったとき。

ハ 電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が認定計画に係る特定基地局又は高度既設特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）。

ニ 電気通信事業法第十八条第一項又は第二項の規定によりその電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があつたとき。

3 総務大臣は、前項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

4 (略)

(合併等に関する規定の準用)

第二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるものとする。

(アマチュア無線局の通信)

第五十八条 アマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が認定計画に係る特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）。

ニ (同上)

3 総務大臣は、前項（第三号及び第四号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

4 (略)

(合併等に関する規定の準用)

第二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四項及び第五項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるものとする。

(実験等無線局等の通信)

第五十八条 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第二号及び第三号(免許等を要しない無線局)、同条第二項(適合表示無線設備とみなす条件)、第四条の二(呼出符号又は呼出名称の指定)、第六条第八項(無線局の免許申請期間)、第七条第一項第四号(基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準)、同条第二項第六号ハ(基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準)、同項第七号(基幹放送局の開設の根本的基準)、第八条第一項第三号(識別信号)、第九条第一項ただし書(許可を要しない工事設計変更)、同条第五項及び第十七条第二項(基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更)、第十三条第一項(無線局の免許の有効期間)、第十五条(簡易な免許手続)、第二十四条の二第四項第二号(検査等事業者の登録)、第二十六条の二第一項(電波の利用状況の調査等)、第二十七条の二(特定無線局)、第二十七条の四第三号(特定無線局の開設の根本的基準)、第二十七条の五第三項(包括免許の有効期間)、第二十七条の六第三項(特定無線局の開設等の届出)、第二十七条の十三第七項(開設計画の認定の有効期間)、第二十七条の十八第一項(登録)、第二十七条の二十一(登録の有効期間)、第二十七条の二十三第一項(変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十第一項(包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十一(無線局の開設の届出)、第二十七条の三十五第一項(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(電

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 (同上)

一 第四条第一項第一号、第二号及び第三号(免許等を要しない無線局)、同条第二項(適合表示無線設備とみなす条件)、第四条の二(呼出符号又は呼出名称の指定)、第六条第八項(無線局の免許申請期間)、第七条第一項第四号(基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準)、同条第二項第六号ハ(基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準)、同項第七号(基幹放送局の開設の根本的基準)、第八条第一項第三号(識別信号)、第九条第一項ただし書(許可を要しない工事設計変更)、同条第五項及び第十七条第二項(基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更)、第十三条第一項(無線局の免許の有効期間)、第十五条(簡易な免許手続)、第二十四条の二第四項第二号(検査等事業者の登録)、第二十六条の二第一項(電波の利用状況の調査等)、第二十七条の二(特定無線局)、第二十七条の四第三号(特定無線局の開設の根本的基準)、第二十七条の五第三項(包括免許の有効期間)、第二十七条の六第三項(特定無線局の開設等の届出)、第二十七条の十三第六項(開設計画の認定の有効期間)、第二十七条の十八第一項(登録)、第二十七条の二十一(登録の有効期間)、第二十七条の二十三第一項(変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十第一項(包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十一(無線局の開設の届出)、第二十七条の三十五第一項(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(電

波の質)、第二十九条(受信設備の条件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第二項(特定無線設備)、第三十八条の三第一項第二号(登録の基準)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十一条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保

波の質)、第二十九条(受信設備の条件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第二項(特定無線設備)、第三十八条の三第一項第二号(登録の基準)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十一条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保

のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二〇五 (略)

2 (略)

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 (略)

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局(以下「広域開設無線局」という。)に使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数(六千メガヘルツ以下のものに限る。)の電波(以下「広域使用電波」という。)を使用する広域開設無線局の免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域使用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値を別表第八の上欄に掲げる広域使用電波の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に乘じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域使用電波を最初に使用する無線局の免許の日(無線局の周波数の指定の変更を受

のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十八条(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二〇五 (略)

2 (略)

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 (略)

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数(三千メガヘルツ以下のものに限る。)の電波(以下この条において「広域専用電波」という。)を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値を八千七百二十四万六千二百円(別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの(二、〇二五メガヘルツを超え二、一一〇メガヘルツ以下、二、二〇〇メガヘルツを超え二、二九〇メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超え二、

けることにより当該広域使用電波を使用できるとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域使用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域使用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域使用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がある認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がある認定を受けた日後に広域使用電波となった場合には、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域使用電波となった日の

六五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。）に係る広域専用電波にあつては四千七百六十三万三千八百円、同表の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二百十五万四千八百円、同表の六の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千三百八十二万八千六百円）に乘じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がある認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がある認定を受けた日後に広域専用電波となった場合には、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となった日の

いずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適用する。

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条及び第百三条の四第一項において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査

二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならぬ事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理

三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するため

いずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適用する。

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

に行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整、試験並びにその結果の分析

四 電波の人体等への影響に関する調査

五 標準電波の発射

六 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をする事務並びに当該事務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行う事務

七 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）

八 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十二項及び第十三項において同じ。）

九 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

十 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行わ

四 (同上)

五 (同上)

(新設)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

れる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備

ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

十一 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

十三 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当す

イ （同上）

ロ （同上）

十一 （同上）

十二 （同上）

十三 （同上）

5 包括免許人又は包括登録人（以下この条において「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当す

る日がない場合には、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録(以下「包括免許等」という。)の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から始まる各一年の期間(包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。以下この項及び次項において同じ。)について、第一号包括免許人にあつては三百七十円(広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百七十円)に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百円(移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額)に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日現在において開設している登録局の数という。次項において同じ。)を乗じて得た金額(当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一

る日がない場合には、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録(以下「包括免許等」という。)の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から始まる各一年の期間(包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。以下この項及び次項において同じ。)について、第一号包括免許人にあつては四百二十円(広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、百四十円)に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円(移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額)に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日(応当する日がない場合には、その前日)の属する月の末日現在において開設している登録局の数という。次項において同じ。)を乗じて得た金額(当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日(応当する日がない場合には、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一

年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）を越えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一

満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）を越えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一

号包括免許人にあつては、三百七十円（広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百七十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百円（移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合において、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数）が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならぬ。

7 広域使用電波を使用する第一号包括免許人（広域開設無線局の免許人であるものに限る。次項において同じ。）は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の区分として総務省令で定める区分（以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。）ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在

号包括免許人にあつては四百二十円（広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、百四十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百五十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合において、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数）が当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならぬ。

7 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域専用電波を使用するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の区分として総務省令で定める区分（以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。）ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数（次項において「開設特定無線局数」という。）をそ

において開設している特定無線局の数（次項において「開設特定無線局数」という。）をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間）について、一局につき百七十円（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、百七十円）に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額（百七十円）に、同等特定無線局区分周波数幅（当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域使用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域使用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に同じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。）及び基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。）を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8 広域使用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局（その年の十一月一日以後の日を包括免許の日と

の年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間）について、一局につき百四十円（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、百四十円）に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額（百四十円）に、同等特定無線局区分周波数幅（当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域専用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に同じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。）及び基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。）を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局（その年の十一月一日以後の日を包括免許の日と

する包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。）の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数（この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零）を超えたとき、又は当該末日現在において開設している特定無線局（新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。）の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数（既にこの項の規定により既存免許開設局の数についての届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数）を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月（その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月）までの期間について、百七十円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額（当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線

する包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。）の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数（この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零）を超えたとき、又は当該末日現在において開設している特定無線局（新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。）の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数（既にこの項の規定により既存免許開設局の数についての届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数）を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月（その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月）までの期間について、百四十円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額（当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線

局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

9 (略)

10 免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定公示局に係る第一項及び第五項から第八項までの規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種類、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」と、第五項及び第六項中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額」に、それぞれ当該包括免許人等に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登

局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

9 (略)

10 免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定公示局に係る第一項及び第五項から第八項までの規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種類、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」と、第五項及び第六項中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額」に、それぞれ当該包括免許人等に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登

録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に依りて政令で定める金額を加算した金額」と、第七項中「一局につき百七十円」とあるのは「一局につき百七十円に、当該第一号包括免許人に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に依りて政令で定める金額(以下この項及び次項において「特定周波数終了対策業務に係る金額」という。)を加算した金額」と、「百七十円」とあるのは「百七十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「(百七十円)とあるのは「(百七十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、第八項中「百七十円」とあるのは「百七十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」とする。

録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に依りて政令で定める金額を加算した金額」と、第七項中「一局につき百四十円」とあるのは「一局につき百四十円に、当該第一号包括免許人に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種別、周波数及び空中線電力に依りて政令で定める金額(以下この項及び次項において「特定周波数終了対策業務に係る金額」という。)を加算した金額」と、「百四十円」とあるのは「百四十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、「(百四十円)とあるのは「(百四十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、第八項中「百四十円」とあるのは「百四十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加算した金額」とする。

11  
～ 45 (略)

(特定基地局開設料の使途)

第百三条の四 政府は、特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策、当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報の活用による高い付加価値の創出を促進するために必要な施策及び当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するために必要な施策の実施に要する経費（電波利用共益費用に該当するものを除く。）に充てるものとする。

2| 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の五 (略)

(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局)

第百三条の六 (略)

附 則

1  
～ 14 (略)

(電波利用料の特例)

15| 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシ

「十二 電  
十二の二  
十二の三  
十二の四

11  
～ 45 (略)

(新設)

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の四 (略)

(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局)

第百三条の五 (略)

附 則

1  
～ 14 (略)

(電波利用料の特例)

15| 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシ

「十一 電  
十一の二  
十一の三

波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止する

テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送又は移

ために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上の号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置して直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故のため

の活動に対する必要な援助る者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並る当該電気通信設備（当該電気通信設備と一体として設置される総務

（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難

（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難

（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難

（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難

テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を

ために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上の号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置して直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力によるための活動に対する必要な援助

る者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並る当該電気通信設備（当該電気通信設備と一体として設置される総務

（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難

（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難

（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難

その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上  
項の総務省令で定める技術基準又は同法第二百二十一条第一項の総務省  
デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付そ  
令で定める技術基準に適合させるために行われるものを除く。)のた  
他の援助  
とする。

「他の補助金の交付」

16 平成三十二年三月三十一日までの間における前項の規定により読み  
替えて適用する第百三条の二第四項の規定の適用については、同項中  
「十二の四 大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹  
放送又は移動受信地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の  
損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするた  
めに行われる当該電気通信設備(当該電気通信設備と一体として設置  
される総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附  
属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放送法第百  
十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は同法第二百二十一条第一  
項の総務省令で定める技術基準に適合させるために行われるものを除  
く。)のための補助金の交付」とあるのは、

- 「十二の四 大規模な自
- 十二の五 電波法及び
- イ 基準日において
- ロ 基準日の翌日以

「

「他の補助金の交付」

16 平成三十二年三月三十一日までの間における前項の規定により読み  
替えて適用する第百三条の二第四項の規定の適用については、同項中  
「十一の三 地上基幹放送(音声その他の音響のみを送信するものに  
限る。)を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線  
電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継  
局その他の設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める  
附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工  
作物を含む。)の整備のための補助金の交付」とあるのは、

- 「十一の
- 三 地上基幹放送(音声その他の音響のみを送信するものに限る。)
- 四 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十九年  
基準日において行われている衛星基幹放送であつて、基準日の翌日以

然災害が発生した場合においても、地上基幹放送又は移動受信用地上電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）行われている衛星基幹放送であつて、基準日の翌日以後引き続き行われるイに掲げる衛星基幹放送と同時に進行される衛星基幹放送であつて、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該（附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日（以下この号におけるもの（実験等無線局を用いて行われるものを除く。）

、イに掲げる衛星基幹放送に使用される電波と周波数が同一で、かつ業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電気通信設備（当該電気通信設備と一体として設置されるイに掲げる衛星基

、電界の回転の方向が反対である電波を使用して行われるもの

信設備（当該電気通信設備と一体として設置される総務省令で定める幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下この号に

附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属設備を設置するために

において同じ。）の受信を目的とする受信設備（基準日において第三章

必要な工作物を含む。）の整備（放送法第百十一条第一項の総務省令に定める技術基準に適合していないものを除き、増幅器及び配線並び

で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技

基準日の翌日以後にイに掲げる衛星基幹放送と同時に進行される衛星基

を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力によ

法律第二十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日（

後引き続き行われるもの（実験等無線局を用いて行われるものを除く

幹放送であつて、イに掲げる衛星基幹放送に使用される電波と周波数

る当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他

以下この号において「基準日」という。）において設置されているイ

が同一で、かつ、電界の回転の方向が反対である電波を使用して行わ

る設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備

に掲げる衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう

れるもの

並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含

。以下この号において同じ。）の受信を目的とする受信設備（基準日

む。）の整備のための補助金の交付

において第三章に定める技術基準に適合していないものを除き、増幅

器及び配線並びに分配器、接続子その他の配線のために必要な器具に

に分配器、接続子その他の配線のために必要な器具に限る。）であつ

術基準に適合させるために行われるものを除く。）のための補助金の  
て、ロに掲げる衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した

交付

場合に当該技術基準に適合しないこととなるものについて、当該技術

基準に適合させるために行われる改修のための補助金の交付その他の

必要な援助

とする。

「

別表第六（第百三条の二関係）

線局（ 移動 する無	無線局の区分	金額
	航空機局又は船舶局	
ガヘルツ以 下の周波数	その他のもの	四百円
線局（ 移動 する無		四百円

限る。）であつて、ロに掲げる衛星基幹放送の電波を受けるための空

中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるものにつ

いて、当該技術基準に適合させるために行われる改修のための補助金

の交付その他の必要な援助

とする。

「

別表第六（第百三条の二関係）

線局（ 移動 する無	無線局の区分	金額
線局（ 移動 する無		





二 移動 しない	四百七十メ ガヘルツ以 下のもの	空中線電力が〇・〇一ワット以 下のもの	三千六百メ ガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの	使用する電波の周波数の幅が百 メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百 メガヘルツ以下のもの	を 超える もの	空中線電 力が〇・ 〇五ワツ トを超え 〇・五ワ ツト以下 のもの	空中線電 力が〇・ 五ワツト を超える もの	八百五十 四十七百 円	一万九千 円

二 移動 しない	六百メ ガヘルツ以 下のもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	三千メガヘ ルツを超え 六千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波数の幅が百 メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が百 メガヘルツ以下のもの	を 超える もの	空中線電 力が〇・ 〇五ワツ トを超え 〇・五ワ ツト以下 のもの	五 百三十 八 百円	六 万九千 八 百円	一 万二 千 七 百円

無線局 であつ て、移 動する 無線局 又は携 帯して 使用す るため の受信 設備と 通信を 行うた めに陸 上に開 設する もの（ 六の項 及び八 の項に 掲げる 無線局 を除く 。）	下の周波数 の電波を使 用するもの	空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの	五千九百 円
	四百七十メ ガヘルツを 超え三千六 百メガヘル ツ以下の周 波数の電波 を使用する もの	使用する電波の周波 数の幅が六メガヘル ツを超えるものであ つて、電波を放射し ようとする場合にお いて当該電波と周波 数を同じくする電波 を受信することによ り一定の時間当該周 波数の電波を放射し ないことを確保する 機能を有するもの	八万四千 百円
	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	四万四千 四百円
	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	七千五百 円
	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	九千八百 円
	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの	五千元

無線局 であつ て、移 動する 無線局 又は携 帯して 使用す るため の受信 設備と 通信を 行うた めに陸 上に開 設する もの（ 六の項 及び八 の項に 掲げる 無線局 を除く 。）	三千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波 数の幅が六メガヘル ツを超えるものであ つて、電波を放射し ようとする場合にお いて当該電波と周波 数を同じくする電波 を受信することによ り一定の時間当該周 波数の電波を放射し ないことを確保する 機能を有するもの	五万四千 三百円
	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	二万九千 六百円
	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	九千八百 円
	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	五千元
	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの	

三千六百メガヘルツを 超え六千メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの	空中線電力が〇・〇一ワット以 下のもの	空中線電力が〇・〇一ワットを 超えるもの	空中線電 力が〇・ 〇一ワツ トを超え るもの	空中線電 力が〇・ 〇一ワツ トを超え るもの	その他のもの
			円 二 千六百	円 一 万九千	円 二 千六百

三千メガヘ ルツを超え 六千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	その他のもの	その他のもの	空中線電 力が〇・ 〇一ワツ ト以下の もの	電気通信業務の用に供するもの (電波を放射しようとする場合 において当該電波と周波数を同 じくする電波を受信することに より一定の時間当該周波数の電 波を放射しないことを確保する 機能を有するものを除く。)	その他のもの
			円 一 万四千	円 五 百	円 一 万二千 七



三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	相手方、周波数及び 空中線電力を同じく する他の非静止衛星 局が当該通信の相手 方である無線局又は 受信設備との間の通 信を行うこととされ ているもの	六百二十 八万八千 三百円
				その他のもの	二億四千 九百五十 五万四千 五百円
使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの		三千五百 二十八万 七千二百 円

三千メガヘ ルツを超え 六千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツ以下のもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	一億八千 七百四十 四万四千 百円
				使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	四十六万 四千八百 円
使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が三 メガヘルツを超えるもの		四十六万 四千八百 円

四 人工 衛星局 の中継 により 無線通 信を行 う無線 局(五 の項及 び八の 項に掲 げる無 線局を	六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの
			三百八十六万四千円	百九十三万三千二百円	三十九万九千三百円			

四 人工 衛星局 の中継 により 無線通 信を行 う無線 局(五 の項及 び八の 項に掲 げる無 線局を	六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの	使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超えるもの
			二百五十七万四千三百円	百二十八万八千八百円	二十六万九千二百円			

除く。

設置場所 が第四地		設置場所 が第三地		設置場所 が第二地		設置場所 が第一地		設置場所 が第四地		設置場所 が第一地	
九千円	四十五万	七百円	四万三千	七百円	九万九千	円	四千四百	千三百円	十三万三	二千六百	三十九万

除く。

設置場所 が第四地		設置場所 が第三地		設置場所 が第二地		設置場所 が第一地		設置場所 が第四地		設置場所 が第一地	
千円	三十万六	百円	万二千五	八百円	九万九千	千三百円	十九万六	九百円	八万八千	千七百五	十九万六

			使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの					
もの	内に ある	設置場所 が第四地 域の区域	もの	内に ある	設置場所 が第三地 域の区域	もの	内に ある	設置場所 が第二地 域の区域
	百円	七百六十 一万七千			六百円			一億八千 十六万三 千八百円

			使用する電波の周波数の幅が五十メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの					
もの	内に ある	設置場所 が第四地 域の区域	もの	内に ある	設置場所 が第三地 域の区域	もの	内に ある	設置場所 が第二地 域の区域
		八百円			四百円			一億二千 十万九千 二百円

五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				七億二千
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				五百二十
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				三億六千
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				二百六十
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				万六千四
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				百円
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				七千二百
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				五十二万
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				五千三百
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				円
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				千五百二
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				十三万二
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				千三百円
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				十三万三
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				二千七百
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				円

五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの				設置場所が第一地域の区域内にあるもの				四億八千
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				三百四十
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				七万二千
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				二百円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				二億四千
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				百七十三
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				万七千六
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				百円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				四千八百
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				三十五万
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				二百円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				千十五万
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				四千八百
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				八万八千
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				九百円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				二千百円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの				設置場所が第三地域の区域内にあるもの				円

六 基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）		工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）	
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの		テレビジョン放送をするもの	
空中線電力が〇・〇ワット未満のもの	空中線電力が〇・〇ワット以上二キロワット未満のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	その他のもの
設置場所が特定地域以外に区域内にあるもの	設置場所が特定地域以外に区域内にあるもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が二百ワット以下のもの
千七百円	十八万九千七百円	五億六千九百二十万八千三百円	三千四百円

六 基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）		工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）	
六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの		テレビジョン放送をするもの	
空中線電力が〇・〇ワット未満のもの	空中線電力が〇・〇ワット以上二キロワット未満のもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	その他のもの
設置場所が特定地域以外に区域内にあるもの	設置場所が特定地域以外に区域内にあるもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	空中線電力が二百ワット以下のもの
千四百円	十六万九千四百円	三億七千九百四十万七千二百円	一万六千七百円

ヘルツ以下のもの		ヘルツを超えるもの	
空中線電 力が二百 ワットを 超え五十 キロワッ ト以下の もの	空中線電 力が五十 キロワッ トを超え るもの	空中線電 力が二十 ワット以 下のもの	空中線電 力が二十 ワットを 超え五十 キロワッ ト以下の もの
七万九千 三百円	百二十八 万九千六 百円	三千四百 円	七万九千 三百円

ヘルツ以下のもの		ヘルツを超えるもの	
空中線電 力が二百 ワットを 超え五十 キロワッ ト以下の もの	空中線電 力が五十 キロワッ トを超え るもの	空中線電 力が二十 ワット以 下のもの	空中線電 力が二十 ワットを 超え五十 キロワッ ト以下の もの
二十二万 七千七百 円	三百八十 五万八千 二百円	一万六千 七百円	二十二万 七千七百 円

九 その 他の無 線局	四百七十メ ガヘルツ以 下の周波数 の電波を使 用するもの	第三百三 条の第二十 五項第二 号に掲げ るもので あつて、 五十四メ	住民に對して災害情 報等を直接伝達する ために無線通信を行 うものであつて、専 ら一の特定の無線局 (第三百三条の第二十 五項第二号に掲げる	三百円	八 実験等無線局及びアマチュア無線局	七 第五条第五項に規 定する受信障害対策 中継放送をする無線 局、多重放送をする 無線局及び基幹放送 以外の放送をする無 線局(三の項及び八 の項に掲げる無線局 を除く。)	第五 条第五項に規定する受信障 害対策中継放送をするもの及び 多重放送をするもの その他のもの	四百円	千八百円	六 千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	空中線電 力が五キ ロワット を超える もの	百二十八 万九千六 百円

九 その 他の無 線局				三百円	八 実験等無線局及びアマチュア無線局	七 第五条第五項に規 定する受信障害対策 中継放送をする無線 局、多重放送をする 無線局及び基幹放送 以外の放送をする無 線局(三の項及び八 の項に掲げる無線局 を除く。)	第五 条第五項に規定する受信障 害対策中継放送をするもの及び 多重放送をするもの その他のもの	三百円	千二百円	六 千メガヘルツを超える周波数の電波を使用 するもの	空中線電 力が五キ ロワット を超える もの	三百八十 五万八千 二百円

四百七十メガヘルツを 超え三千六 百メガヘル ツ以下の周 波数の電波	ガヘルツを 超え三千六 百メガヘル ツ以下の周 波数の電波	ガヘルツ を超え七 十メガヘ ルツ以下 の周波数 の電波を 使用する もの(当 該無線局 の免許人 が市町村 (特別区 を含む) )である ものに限 る。)	その他のもの ものであつて、五十 四メガヘルツを超え 七十メガヘルツ以下 の周波数の電波を使 用するものに限る。 (のみを通信の相手 方とするもの その他のもの)	一万九千 百円
				四万六千 六百元

三千メガヘ ルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	第三百三 条の第二十 五項第二 号に規定 するもの であつて	住民に対して災害情 報等を直接伝達する ために無線通信を行 うものであつて、専 ら一の特定の無線局 (第三百三 条の第二十	五百円

			を 使用 する  もの
--	--	--	----------------

その 他の  もの	多 重 放 送 の 業 務 の 用 に 供 する も の	使用 する 電 波 の 周 波  数 の 幅 が 三 メ ガ ヘル  ツ 以 下 の も の	四 万 六 千  六 百 円
		四 万 六 千  六 百 円	

--	--	--	--

その 他の  もの	五 十 四  メ ガ ヘル  ツ を 超 え  七 十 メ ガ  ヘル ツ 以  下 の 周 波  数 の 電 波  を 使用 す  る も の  （ 当 該 無 線  局 の 免 許  人 が 市 町  村 （ 特 別  区 を 含 む  ） で あ  る も の に  限 る 。）	五 項 第 二 号 に 規 定 す  る も の で あ つ て、 五  十 四 メ ガ ヘル ツ を 超  え 七 十 メ ガ ヘル ツ 以  下 の 周 波 数 の 電 波 を  使用 する も の に 限 る  。） の み を 通 信 の 相  手 方 と す る も の	四 万 五 千  七 百 円





設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの
二千八百四十七千七百円	千四百二十四万四千円

を越え三メガヘルツ以下のもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの
五十二万五千六百円	十一万六千円	四万七千八百円	千五百三十六万四千九百円	七百六十万八千九千二百円	

		その他のもの							
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		設置場所が第一地域の区域		設置場所が第四地域の区域にあるもの		設置場所が第三地域の区域にあるもの			
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを		が第一地域の区域		が第四地域の区域		が第三地域の区域			
五百六十		三万六千四百円		四万六千六百円		二十九万八千四百円		二百八万五千三百円	

		の以外のもの		多重放送の業務の用に供するもの					
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		設置場所が第一地域の区域		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		設置場所が第四地域の区域にあるもの		設置場所が第三地域の区域にあるもの	
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを		が第一地域の区域		が第四地域の区域		が第三地域の区域			
三百七十		五万七千六百円		四万五千七百円		五十二万五千六百円		百五十四万八千八百円	

超え三十 メガヘル ツ以下の もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの	使用する 電波の周 波数の幅 が三十メ ガヘルツ を超え三 百メガヘ ルツ以下	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	使用する 電波の周 波数の幅 が三十メ ガヘルツ を超え三 百メガヘ ルツ以下
二百八十 二万八千 七百円	五十八万 二千三百 円	二十万七 千九百円	一億八千 三百九万 四千五百 円	九千五百	十五万七 千四百円					

超え三十 メガヘル ツ以下の もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの	使用する 電波の周 波数の幅 が三十メ ガヘルツ を超え三 百メガヘ ルツ以下	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第二地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第三地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第四地 域の区域 内にある もの	設置場所 が第一地 域の区域 内にある もの	使用する 電波の周 波数の幅 が三十メ ガヘルツ を超え三 百メガヘ ルツ以下
百八十八 万五千八 百円	三十八万 八千二百 円	十三万八 千六百円	一億二千 二百六万 三千円	六千三百	万八千三 百円					



	備考	<p>一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。</p> <p>二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二</p>	設置場所が第三地域の区域にあるもの	四十五百
			設置場所が第四地域の区域にあるもの	三十二万
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの			設置場所が第四地域の区域にあるもの	千五百十
				八万三千
				百円
				一万九千
				百円

	備考	<p>一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。</p> <p>二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。</p> <p>五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二</p>	設置場所が第三地域の区域にあるもの	三千二十
			設置場所が第四地域の区域にあるもの	一万四千
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの			設置場所が第四地域の区域にあるもの	千十二万
				二千百円
				二百円
				二万五千
				二百円

年法律第十五号) 第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号) 第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 四百円

年法律第十五号) 第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号) 第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 第三条第三号に規定する離島の区域をいう。

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからホまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 三百円

ロ 九の項に掲げる無線局 六百元

九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、六百元を控除した金額とする。

十 四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄

ロ 二の項に掲げる無線局 二百円  
ハ 三の項に掲げる無線局 七千四百円  
ニ 四の項に掲げる無線局 千四百円  
ホ 九の項に掲げる無線局 五百円

に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 七千円

ロ 九の項に掲げる無線局 六千円

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、八百円を控除した金額とする。

十二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては四百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円とする。

九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円とする。

十三 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七（第百三条の二関係）

区域	係数
一 北海道の区域	○・〇二八一
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	○・〇四七〇
三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	○・四六五八
四 新潟県及び長野県の区域	○・〇二三一
五 富山県、石川県及び福井県の区域	○・〇一五九
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	○・一一九九
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	○・一六四一
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	○・〇三九一

十四 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七（第百三条の二関係）

区域	係数
一 北海道の区域	○・〇二八四
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	○・〇四七八
三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	○・四六二六
四 新潟県及び長野県の区域	○・〇二三五
五 富山県、石川県及び福井県の区域	○・〇一六〇
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	○・一一〇〇
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	○・一六四六
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	○・〇三九四

九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	○・〇二〇四
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	○・〇六八八
十一 沖縄県の区域	○・〇〇七八
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	○・五六四〇
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	○・四三六〇
十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	○・二三二九
十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	○・〇八二一
備考 別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される広域開設無線局のみに使用させる広域使用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。	

別表第八（第三百三条の二関係）

九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	○・〇二〇七
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	○・〇六九三
十一 沖縄県の区域	○・〇〇七七
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	○・五六二三
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	○・四三七七
十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	○・二三一三
十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	○・〇八二三
備考 別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに使用させる第三百三条の二第二項に規定する広域専用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。	

（新設）

別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	広域使用電波の区分		金額
	別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	
波	その他のもの	三千六百メガヘルツを超える周波数のもの	一億二千六百 十六万六千二 百円
		その他のもの	三百二十三万 二千二百円
波	その他のもの	二千五百四十五メガヘルツを超える二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの	一億二千六百 十六万六千二 百円
		その他のもの	三百二十六万 三千九千七百 円

備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

別表第九（第百三条の二関係）

無線局の区分		金額
一 三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	無線局の区分 空中線電力が十ミリのワット以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの 四千九百九十円 設置場所が第二地域の区域内にあるもの 二千九百七十円 設置場所が第三地域の区域内にあるもの 九百三十円 設置場所が第四地域の区域内にあるもの 五百五十円
	空中線電力が十ミリのワットを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの 八万四千円 設置場所が第二地域の区域内にあるもの 四万四千円 設置場所が第三地域の区域内にあるもの 一万四千七百円 設置場所が第四地域の区域内にあるもの 七千五百円

別表第八（第百三条の二関係）

無線局の区分		金額
一 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	無線局の区分 空中線電力が十ミリのワット以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの 三千三百三十円 設置場所が第二地域の区域内にあるもの 千九百八十円 設置場所が第三地域の区域内にあるもの 六百二十円 設置場所が第四地域の区域内にあるもの 三百七十円
	空中線電力が十ミリのワットを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの 五万四千三百円 設置場所が第二地域の区域内にあるもの 二万九千六百円 設置場所が第三地域の区域内にあるもの 九千八百円 設置場所が第四地域の区域内にあるもの 五千円

<p>二 一の項に掲げる無線局以外の無線局</p>	<p>二千九百七十円</p>
<p>備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。</p>	

<p>二 一の項に掲げる無線局以外の無線局</p>	<p>千九百八十円</p>
<p>備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。</p>	

改正案	現行
<p>（無線局の開設）</p> <p>第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。</p> <p>一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの</p> <p>二 二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの</p> <p>三 空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、<u>第四条の三</u>の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの</p>	<p>（無線局の開設）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、<u>次条</u>の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの</p>

四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局（以下「登録局」という。）

（削る）

（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）

（削る）

第四条の二 本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備（次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限る。）を使用して無線局（前条第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途、周波数その他の条件を勘案して総務省令で定めるものに限る。）を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であっても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。

四 （同上）

2| 本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備（次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限る。）を使用して無線局（前項第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途及び周波数を勘案して総務省令で定めるものに限る。）を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であっても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。

3| 前項の規定による技術基準の指定は、告示をもつて行わなければならない。

（新設）

2| 次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合している無線設備を使用して実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。）（前条第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途、周波数その他の条件を勘案して総務省令で定めるものであるものに限る。）を開設しようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。ただし、この項の規定による届出（第二号及び第三号に掲げる事項を同じくするものに限る。）をしたことがある者については、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 実験、試験又は調査の目的
- 三 無線設備の規格
- 四 無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）
- 五 運用開始の予定期日
- 六 その他総務省令で定める事項

3| 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る同項の実験等無線局に使用される同項の無線設備は、適合表示無線設備でない場合であつても、前条第三号の規定の適用については、当該届出の日から同日以後百八十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日又は当該実験等無線局を廃止した日のいずれか早い日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、次章の規定は適用せず、第八十二条の規定の適用については、同条第一項中「与える」とあるのは「与え、又はそのおそれがある」と、「その設備の所有者又は占有者」とあるのは「第四条の

「第二項の規定による届出をした者」と、「を除去する」とあるのは「の除去又は発生の防止をする」と、同条第二項及び第三項中「前項」とあるのは「第四条の二第三項において読み替えて適用する前項」とする。

4| 第二項の規定による届出をした者は、総務省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号から第六号までに掲げる事項の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5| 第三十八条の二十及び第三十八条の二十一第一項の規定は第二項の規定による届出をした者及び当該届出に係る無線設備について、第七十八条の規定は当該届出をした者が当該届出に係る実験等無線局を廃止したときについて準用する。この場合において、同条中「免許人等であつた」とあるのは、「第四条の二第二項の規定による届出をした」と読み替えるものとする。

6| 第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る実験等無線局を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

7| 第一項及び第二項の規定による技術基準の指定は、告示をもつて行わなければならない。

（呼出符号又は呼出名称の指定）

第四条の三 総務大臣は、第四条第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者から申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、呼出符号又は呼出名称の指定を

（呼出符号又は呼出名称の指定）

第四条の二 総務大臣は、前条第一項第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者から申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、呼出符号又は呼出名称の指

行う。

(欠格事由)

第五条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

一 実験等無線局

二 アマチュア無線局(個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。)

三 船舶の無線局(船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。))を行うことを目的とするもの以外のもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。))をいう。以下同じ。)であつて、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの

四 航空機の無線局(航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。))をいう。以下同じ。)であつて、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二百二十七条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの

五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局(実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)

六 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局(特定の固定地点間の無線通信を行うものに限る。)であつて、その国内において

定を行う。

(欠格事由)

第五条 (略)

2 (同上)

一 実験等無線局(科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める  
国の政府又はその代表者の開設するもの

七 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して  
使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯し  
て使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動  
しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。

八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

九 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載す  
る人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設  
する無線局

3 3 6 (略)

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 (略)

2 開設指針には、次に掲げる事項（移動受信用地上基幹放送をする特  
定基地局に係る開設指針にあつては、第五号及び第七号に掲げる事項  
を除く。）を定めるものとする。

一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数の  
うち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数  
の使用に関する事項（現にその周波数の全部又は一部を当該特定基  
地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数につい  
て周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、そ  
の周波数及びその期限の満了の日を含む。）

三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

3 3 6 (略)

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 (略)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

五 次条第一項の認定を受けた者が納付すべき金銭（以下「特定基地局開設料」という。）の額並びにその納付の方法及び期限その他特定基地局開設料に関する事項

六 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二項第十一号及び第百十六条第十号において「終了促進措置」という。）に関する事項

七 当該特定基地局に係る前項第一号に掲げる無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局の無線設備に当該無線通信を確保するための機能を付加してその運用を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、高度既設特定基地局（既に開設されている特定基地局であつて、その無線設備に当該機能を付加したものをいう。以下同じ。）の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項

八 次条第一項の認定をするための評価の基準

九 前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

3 (略)

(登録証明機関の登録)

第三十八条の二の二 小規模な無線局に使用するための無線設備であつ

四 (同上)

五 (同上)

六 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二項第十一号及び第百十六条第八号において「終了促進措置」という。）に関する事項

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

3 (略)

(登録証明機関の登録)

第三十八条の二の二 (同上)

て総務省令で定めるもの（以下「特定無線設備」という。）について、前章に定める技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分（次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。）ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

- 一 第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
- 二 特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
- 三 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

2 2 4 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。）以下この条及び第百三条の二第三十七項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第二十号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

（免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督）

- 一 第四条第一項第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
- 二 （同上）
- 三 （同上）

2 2 4 （略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。）以下この条及び第百三条の二第三十七項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第十八号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 （略）

（免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督）

第八十二条 総務大臣は、第四条第一号から第三号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局）、第四条の二第二項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第五項及び第十七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第二項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第

第八十二条 総務大臣は、第四条第一項第一号から第三号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 (同上)

- 一 第四条第一項第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局）、同条第二項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第六号（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第七号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第五項及び第十七条第二項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第二項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七

三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十三第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）

条の十三第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十八第一項（登録）、第二十七条の二十一（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十五第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六

、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第一百条第二号（高周波利用設備）、第一百条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第一百条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第一百条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第一百条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の実務の実施）並びに第一百三條の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二 第七條第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十六条の二第二項の規定による電波の有効利用の程度の評価、第二十七条の十二第二項の開設指針の制定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公

示局の決定又は変更

三 第二十七条の十五第二項若しくは第三項の規定による開設計画の

十七條第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十一条の三第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十八条（電波の発射を防止するための措置）、第一百条第二号（高周波利用設備）、第一百条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第一百条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第一百条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第一百条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の実務の実施）並びに第一百三條の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

二 （同上）

三 （同上）

認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し、第三十九条の十一第二項（第四十七条の五、第七十一条の三第十一項、第二百二条の十七第五項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し、第四十七条の二第三項（第七十一条の三第十一項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令、第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項、第七項若しくは第八項の規定による第二十七条の十八第一項の登録の取消し、第七十六条の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六条の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放

四 第四条第一項の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは

送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五  
第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による  
特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三第一項の規定に  
よる開設計画の認定、第三十九条の二第二項の規定による指定講習  
機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、  
第七十条の五の二第二項の規定による無線設備等保守規程の認定、  
第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若し  
くは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の  
変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更に  
策機関の指定、第二百二条の二第二項の規定による伝搬障害防止区域  
の指定、第二百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第  
百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 第三十八条の二第二項の規定による通知（第百条第五項において  
準用する場合を含む。）

2 (略)

(特定の周波数を使用する無線設備の指定)

第二百二条の十三 総務大臣は、第四条の規定に違反して開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの（以下「特定不法開設局」という。）が著しく多数であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備（免許等を要しない無線局に使用するためのもの及び当該特定不法開設局に使用されるおそれが少ないと認められるものを除く。以下「特定周波数無線設備」という。）が広く販売されているため特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認めるときは、総務省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備と

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七  
条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定  
による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三第一項の  
規定による開設計画の認定、第三十九条の二第二項の規定による指  
定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の  
指定、第七十条の五の二第二項の規定による無線設備等保守規程の  
認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変  
更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置  
場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数  
変更に策機関の指定、第二百二条の二第二項の規定による伝搬障害防  
止区域の指定、第二百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定  
又は第二百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 (同上)

2 (略)

(特定の周波数を使用する無線設備の指定)

第二百二条の十三 総務大臣は、第四条第一項の規定に違反して開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの（以下「特定不法開設局」という。）が著しく多数であると認められる場合にお  
いて、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備（免許等を  
要しない無線局に使用するためのもの及び当該特定不法開設局に使用  
されるおそれが少ないと認められるものを除く。以下「特定周波数無  
線設備」という。）が広く販売されているため特定不法開設局の数を  
減少させることが容易でないと認めるときは、総務省令で、その特定  
周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線

して指定することができる。

2・3 (略)

(電波利用料の徴収等)

第百三条之二 (略)

2・11 (略)

12 特定周波数終了対策業務に係る全ての特定公示局が第四條第三号の無線局である場合における当該特定公示局（以下「特定免許等不要局」という。）に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間（以下この条において「対象期間」という。）に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局（電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。）を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。）及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）現在において開設している当該特定免許等不要局の数（以下この項において「開設特定免許等不要局数」という。）をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応当する日までの一年の期間について、当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項に

設備として指定することができる。

2・3 (略)

(電波利用料の徴収等)

第百三条之二 (略)

2・11 (略)

12 特定周波数終了対策業務に係る全ての特定公示局が第四條第一項第三号の無線局である場合における当該特定公示局（以下「特定免許等不要局」という。）に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間（以下この条において「対象期間」という。）に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局（電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。）を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。）及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）現在において開設している当該特定免許等不要局の数（以下この項において「開設特定免許等不要局数」という。）をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応当する日までの一年の期間について、当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。

において同じ。)の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

13 (略)

14 第一項、第二項及び第五項から第十二項までの規定は、第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第二項に規定する無線局(次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局(以下この項において「国の機関等が開設する無線局」という。)を除く。)若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等(当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者)には、当該無線局に関しては適用しない。ただし、当該無線局(国の機関等が開設する無線局又はこの項本文の政令で定める無線局に限る。)が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるもの(その無線設備が使用する周波数の電波に関する需要の動向その他の事情を勘案して当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。次項において同じ。)として政令で定めるものである場合は、この限りでない。

一〇十二 (略)

15 次の各号に掲げる無線局(前項本文の政令で定めるものを除く。)の免許人等(当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者)が納めなければならない電波利用料の金

次項において同じ。)の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

13 (略)

14 第一項、第二項及び第五項から第十二項までの規定は、第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第二項に規定する無線局(次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局(以下この項において「国の機関等が開設する無線局」という。)を除く。)若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無線局の免許人等(当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者)には、当該無線局に関しては適用しない。

一〇十二 (略)

15 次の各号に掲げる無線局(前項の政令で定めるものを除く。)の免許人等(当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者)が納めなければならない電波利用料の金額は

額は、当該各号に定める規定にかかわらず、これらの規定による金額の二分の一に相当する金額とする。ただし、当該無線局（第三号に掲げるものを除く。）が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるものとして政令で定めるものである場合は、この限りでない。

一 前項各号に掲げる者が当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局（専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。） 第一項、第二項及び第五項から第十二項まで

二 地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法第二条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの（専ら前項第二号及び第十一号に定める事務の用に供することを目的として開設するもの並びに前号に掲げるものを除く。） 第一項及び第五項から第十二項まで

三 周波数割当計画において無線局の使用する電波の周波数の全部又は一部について使用の期限が定められている場合（第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合を除く。）において当該無線局をその免許等の日又は応当日から起算して二年以内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局 第一項

16  
〜 45 (略)

(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等)

第百三条の六 第一号包括免許人は、第二章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、本邦内においてその包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくし、当該通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波

、当該各号に定める規定にかかわらず、これらの規定による金額の二分の一に相当する金額とする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

16  
〜 45 (略)

(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局)

第百三条の六 第一号包括免許人は、第二章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、本邦内においてその包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくし、当該通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波

数の電波のみを発射する次に掲げる無線局を運用することができる。

一 外国の無線局（当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用し  
て開設する無線局を含み、次号に掲げる無線局を除く。）

二 実験等無線局

2 前項の許可の申請があつたときは、総務大臣は、当該申請に係る無線局の無線設備が第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合していると認めるときは、これを許可しなければならない。

3 (略)

4 第一号包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る無線局を当該第一号包括免許人がその包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定（当該無線局が当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局又は同項第二号に掲げる無線局である場合にあつては、これらの規定のほか、第二十六条の二、第二十七条の七、第二百三条の二及び第二百三条の三の規定）を適用する。ただし、第七十一条第二項、第七十六条第五項第一号及び第二号、第七十六条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

二 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の八第一

数の電波のみを発射する外国の無線局（当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局を含む。）を運用することができる。

2 (同上)

3 (略)

4 第一号包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る無線局を当該第一号包括免許人がその包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定（当該無線局が当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局である場合にあつては、これらの規定のほか、第二十六条の二、第二十七条の七、第二百三条の二及び第二百三条の三の規定）を適用する。ただし、第七十一条第二項、第七十六条第五項第一号及び第二号、第七十六条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。

第一百十条 (同上)

一 第四条第一項の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

二 第四条第一項の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の

<p>項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を運用した者</p>	<p>八第一項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を運用した者</p>
<p>三 第二十七条の七の規定に違反して特定無線局を開設した者</p>	<p>三 (同上)</p>
<p>四 第百条第一項の規定による許可がないのに、同条同項の設備を運用した者</p>	<p>四 (同上)</p>
<p>五 第五十二条、第五十三条、第五十四条第一号又は第五十五条の規定に違反して無線局を運用した者</p>	<p>五 (同上)</p>
<p>六 第十八条第一項の規定に違反して無線設備を運用した者</p>	<p>六 (同上)</p>
<p>七 第七十一条の五(第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者</p>	<p>七 (同上)</p>
<p>八 第七十二条第一項(第百条第五項において準用する場合を含む。)</p>	<p>八 (同上)</p>
<p>又又は第七十六条第一項(第七十条の七第四項、第七十条の八第三項、第七十条の九第三項及び第百条第五項において準用する場合を含む。)の規定によつて電波の発射又は運用を停止された無線局又は第百条第一項の設備を運用した者</p>	<p>九 (同上)</p>
<p>九 第七十四条第一項の規定による処分に違反した者</p>	<p>九 (同上)</p>
<p>十 第七十六条第二項の規定による禁止に違反して無線局を開設した者</p>	<p>十 (同上)</p>
<p>十一 第三十八条の二十二第一項(第三十八条の二十九及び第三十八条の三十八において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者</p>	<p>十一 (同上)</p>
<p>十二 第三十八条の二十八第一項(第一号に係る部分に限る。)、第三十八条の三十六第一項(第一号に係る部分に限る。)</p>	<p>十二 (同上)</p>
<p>又又は第三十八条の三十七第一項の規定による禁止に違反した者</p>	<p>第百十一条 (同上)</p>

三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十条の五の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第七十三条第一項、第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第八十二条第二項（第四条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第七十三条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をした者

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の二第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をして、同項の無線設備を使用する同項の実験等無線局を開設した者

二 第四条の二第四項（同条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、当該事項を変更した者

三 第二十四条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第二十六条の二第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十七条の六第三項（特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一 (同上)

二 第七十三条第一項、第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第八十二条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 (同上)

第百十三条 (同上)

(新設)

(新設)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

- 六| 第二十七条の二十三第一項の規定に違反して、第二十七条の十八第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者
- 七| 第二十七条の三十第一項の規定に違反して、第二十七条の二十九第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者
- 八| 第二十七条の三十一の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 九| 第二十七条の三十二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十| 第三十八条の六第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十一| 第三十八条の十二（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 十二| 第三十八条の十五第一項（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条の十五第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十三| 第三十八条の十六第一項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者
- 十四| 第三十八条の二十第一項（第四条の二第五項、第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用す

- 四| (同上)
- 五| (同上)
- 六| (同上)
- 七| (同上)
- 八| (同上)
- 九| (同上)
- 十| (同上)
- 十一| (同上)
- 十二| 第三十八条の二十第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。）の

る場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条の二十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十五 第三十八条の二十一第一項（第四条の二第五項、第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十六 第三十八条の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

十七 第三十八条の三十三第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

十八 第三十九条第一項若しくは第二項又は第三十九条の十三の規定に違反した者

十九 第三十九条第四項（第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十 第七十一条の三第六項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十一 第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかつた者

二十二 第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行った者

二十三 第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の

規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十三 第三十八条の二十一第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十四 （同上）

十五 （同上）

十六 （同上）

十七 （同上）

十八 （同上）

十九 第七十八条の規定に違反した者

二十 （同上）

二十一 （同上）

効力を停止されたのに、第三十九条第一項本文の総務省令で定める船舶局の無線設備の操作を行った者

二十四 第八十二条第一項（第四条の二第三項において読み替えて適用する場合及び第一百一条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二十五 第二百二条の三第一項又は第二項（同条第六項及び第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十六 第二百二条の九の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第二百二条の十一第四項の規定による命令に違反した者

二十八 第二百二条の十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十九 第二百二条の十五第一項の規定による指示に違反した者

三十 第二百二条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第四条の二第四項（同条第二項第一号に掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四条の二第六項の規定に違反して、届出をしない者

三 第二十条第九項（同条第十項、第二十七条の十六及び第七十条の五の二第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、

二十二 第八十二条第一項（第一百一条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

二十三 （同上）

二十四 （同上）

二十五 （同上）

二十六 （同上）

二十七 （同上）

二十八 （同上）

第一百六条 （同上）

（新設）

（新設）

一 （同上）

	届出をしない者	
四	第二十二条（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をしない者	二（同上）
五	第二十四条（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、免許状を返納しない者	三（同上）
六	第二十四条の五第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	四（同上）
七	第二十四条の六第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	五（同上）
八	第二十四条の九第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	六（同上）
九	第二十四条の十二の規定に違反して、登録証を返納しない者	七（同上）
十	第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者	八（同上）
十一	第二十七条の六第三項（特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をしない者	九（同上）
十二	第二十七条の十第一項の規定に違反して、届出をしない者	十（同上）
十三	第二十七条の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	十一（同上）
十四	第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者	十二（同上）
十五	第二十七条の二十六第一項の規定に違反して、届出をしない者	十三（同上）
十六	第二十七条の二十八（第二十七条の三十四第二項において読み	十四（同上）

替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、登録状を返納しない者

十七 第二十七条の三十第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第三十八条の五第二項(第七十一条の三の二第十一项において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十九 第三十八条の六第三項(第三十八条の二十九において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十 第三十八条の十一第一項(第七十一条の三の二第十一项において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条の十一第二項(第七十一条の三の二第十一项において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者

二十一 第三十八条の三十三第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十二 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十三 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十四 第七十条の五の二第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十五 第七十条の七第二項(第七十条の八第二項及び第七十条の九

十五  
(同上)

十六  
(同上)

十七  
(同上)

十八  
(同上)

十九  
(同上)

二十  
(同上)

二十一  
(同上)

二十二  
(同上)

二十三  
(同上)

第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十六 第一百条第四項の規定に違反して、届出をしない者

二十七 第一百二条の三第五項の規定に違反して、届出をしない者

二十八 第一百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十四 (同上)

二十五 (同上)

二十六 (同上)

改正案	現行
<p>(認定)</p> <p>第九十三条 (略)</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあっては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 五 (略)</p> <p>又 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（<u>第四号</u>を除く。）の規定により移動受信信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>ル (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(認定)</p> <p>第百五十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 申請対象会社が、次のイから又までのいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ ト (略)</p> <p>チ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（<u>第四号</u>を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経</p>	<p>(認定)</p> <p>第九十三条 (略)</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 (同上)</p> <p>イ 五 (略)</p> <p>又 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（<u>第三号</u>を除く。）の規定により移動受信信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>ル (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(認定)</p> <p>第百五十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 (同上)</p> <p>イ ト (略)</p> <p>チ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（<u>第三号</u>を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経</p>

3  
4  
(略)

リ・ヌ (略)

過しない者

3  
4  
(略)

リ・ヌ (略)

過しない者

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係） 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係） 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇五十三の二（略）			一〇五十三の二（略）		
五十四（略）			五十四（略）		
(一) 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第四条の二第二項（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）に規定する実驗等無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）	(略)	(略)	(一) 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第一項（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実驗等無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）	(略)	(略)
(二) (六) (略)	(略)	(略)	(二) (六) (略)	(略)	(略)
五十五〇百六十（略）			五十五〇百六十（略）		

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける国の機関又は法人	事務	別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係） 提供を受ける国の機関又は法人	事務
一〇二十五（略）	（略）	一〇二十五（略）	（略）
二十六 総務省	電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の十八第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十六 総務省	電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）による同法第四条第一項の免許、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の十八第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二七〇百二十三（略）	（略）	二七〇百二十三（略）	（略）

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第三項及び第四項、第三十八条の二十第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十第四項、第三十八条の四十四第三項、第七章、第九十九条の二並びに第百三条の二十三項及び第二十項から第四十五項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四十条第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八条の七第三項及び第四項並びに第三十八条の四十四第三項中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用</p>	<p>第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第三項及び第四項、第三十八条の二十第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十第四項、第三十八条の四十四第三項、第七章、第九十九条の二並びに第百三条の二十三項及び第二十項から第四十五項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四十条第一項第二号中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八条の七第三項及び第四項並びに第三十八条の四十四第三項中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項</p>

する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三条の二第十三項中「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三条の二第十三項中「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）、相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。